

○宮崎大学大学院教育学研究科教育課程連携協議会規程

平成 31 年 3 月 20 日
制 定

改正 平成 31 年 4 月 17 日 令和 2 年 2 月 19 日

(設置)

第 1 条 専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令 16 号）第 6 条及び第 6 条の 2 の規定に基づき、宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に、宮崎大学大学院教育学研究科教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、研究科に関わる次に掲げる事項を審議し、教育学研究科長に提案する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育課程の実施及び実施状況の評価に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めたこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門職学位課程統括長
- (2) 教育学研究科カリキュラム専門委員会委員長
- (3) 教育学研究科学習達成度評価専門委員会委員長
- (4) 宮崎県小学校長会会長又は宮崎県中学校長会会長
- (5) 宮崎県高校教育課高校教育・学力向上担当主幹
- (6) 宮崎県義務教育課義務教育・学力向上担当主幹
- (7) 宮崎県特別支援教育課企画指導担当主幹
- (8) 宮崎県教職員課人材育成担当主幹
- (9) 宮崎県人権同和教育課生徒指導・安全担当主幹
- (10) 宮崎県スポーツ振興課学校体育担当主幹
- (11) 宮崎県教育研修センター学習研修課長
- (12) 宮崎市教育委員会学校教育課長
- (13) その他教育学研究科長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 13 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 5 条 協議会に議長を置き、第 3 条第 1 号委員をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。